

蟹江町個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則

令和5年2月20日

規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「令」という。）及び蟹江町個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年蟹江町条例第22号。以下「条例」という。）の規定に基づき、町長が保有する個人情報の保護等に関し必要な事項を定めるものとする。

(個人情報ファイル簿の様式)

第2条 法第75条第1項に規定する個人情報ファイル簿は、様式第1号のとおりとする。

(開示請求書の様式)

第3条 法第77条第1項に規定する開示請求書は、様式第2号のとおりとする。

(開示決定通知書等の様式)

第4条 法第82条第1項に規定する書面は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める様式のとおりとする。

(1) 法第76条第1項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定 様式第3号

(2) 開示請求に係る保有個人情報の一部を開示する旨の決定 様式第4号

2 法第82条第2項に規定する書面は、様式第5号のとおりとする。

(決定期間延長通知書の様式)

第5条 法第83条第2項、第94条第2項及び第102条第2項に規定する書面は、様式第6号のとおりとする。

(開示請求に係る決定期間特例通知書の様式)

第6条 法第84条に規定する書面は、様式第7号のとおりとする。

(事案の移送の様式)

第7条 法第85条第1項及び第96条第1項の規定による事案の移送は、様式第8号により行うものとする。

2 法第85条第1項及び第96条第1項に規定する書面は、様式第9号のとおり

とする。

(第三者に対する意見照会における通知書等の様式)

第8条 法第86条第1項の規定による通知を書面により行う場合の当該書面は、様式第10号のとおりとする。

2 法第86条第2項に規定する書面は、様式第10号のとおりとする。

3 法第86条第3項(法第107条第1項において準用する場合を含む。)に規定する書面は、様式第11号のとおりとする。

(保有個人情報の開示の実施)

第9条 法第87条第1項の規定により写しの交付の方法による保有個人情報の開示を実施する場合における行政文書(法第60条第1項ただし書に規定する地方公共団体等行政文書をいう。以下同じ。)の写しの交付の部数は、開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書1件につき1部とする。

2 法第87条第1項の規定により閲覧の方法による保有個人情報の開示を実施する場合において、当該保有個人情報が記録されている行政文書の閲覧をする者が当該行政文書を改ざんし、汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときは、町長は、当該行政文書の閲覧を中止し、又は禁止することができる。

3 法第87条第1項の行政機関等が定める方法は、次の各号に掲げる方法の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難いときは、町長が適当と認める方法とする。

(1) 閲覧に準ずる方法 次に掲げる方法であって、町長がその保有するプログラム(電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。以下同じ。)により行うことができるもの

ア 当該電磁的記録を用紙に出力したもの又はその写しの閲覧

イ 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧又は視聴

(2) 写しの交付に準ずる方法 次に掲げる方法であって、町長がその保有するプログラムにより行うことができるもの

ア 当該電磁的記録を用紙に出力したもの又はその写しの交付

イ 当該電磁的記録を光ディスクに複製したものの交付

(開示の実施方法等申出書の様式)

第10条 令第26条第1項に規定する書面は、様式第12号のとおりとする。

(費用の負担等)

第11条 条例第3条第2項の町の機関の規則で定めるものは、第9条第3項第2号に定める方法又は同項ただし書に規定する方法により交付されるものの作成及び送付とする。

2 前項に規定する費用は、別表のとおりとする。

3 条例第3条第2項の写しの送付に要する費用は、当該送付に要する額とする。

4 前2項に規定する費用は、前納しなければならない。

(写しの送付に要する費用の納付方法)

第12条 令第28条第4項の地方公共団体の規則で定める方法は、現金で納付する方法とする。

(訂正請求書の様式)

第13条 法第91条第1項に規定する訂正請求書は、様式第13号のとおりとする。

(訂正決定通知書の様式)

第14条 法第93条第1項に規定する書面は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める様式のとおりとする。

(1) 法第90条第1項の規定による訂正(追加又は削除を含む。以下同じ。)の請求(以下「訂正請求」という。)に係る保有個人情報の全部の訂正をする旨の決定 様式第14号

(2) 訂正請求に係る保有個人情報の一部の訂正をする旨の決定 様式第15号

2 法第93条第2項に規定する書面は、様式第16号のとおりとする。

(訂正請求及び利用停止請求に係る決定期間特例通知書の様式)

第15条 法第95条及び第103条に規定する書面は、様式第17号のとおりとする。

(訂正実施通知書の様式)

第16条 法第97条に規定する書面(情報提供等記録(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第23条第1項及び第2項(これらの規定を同法第26条において準用する場合を含む。)に規定する記録に記録された同法第2条第8項に規定する特定個人情

報をいう。)の訂正を実施した旨を通知する場合に係るものを除く。)は、様式第18号のとおりとする。

(利用停止請求書の様式)

第17条 法第99条第1項に規定する利用停止請求書は、様式第19号のとおりとする。

(利用停止決定通知書等の様式)

第18条 法第101条第1項に規定する書面は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める様式のとおりとする。

(1) 法第98条第1項の規定による利用停止(利用の停止、消去又は提供の停止をいう。以下同じ。)の請求(以下「利用停止請求」という。)に係る保有個人情報の全部の利用停止をする旨の決定 様式第20号

(2) 利用停止請求に係る保有個人情報の一部の利用停止をする旨の決定 様式第21号

2 法第101条第2項に規定する書面は、様式第22号のとおりとする。

(諮問の通知の様式)

第19条 法第105条第3項において準用する同条第2項の規定による通知は、様式第23号により行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(蟹江町個人情報保護条例施行規則の廃止)

2 蟹江町個人情報保護条例施行規則(平成16年蟹江町規則第5号)は、廃止する。

様式第1号（第2条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称			
行政機関等の名称			
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称			
個人情報ファイルの利用目的			
記 録 項 目			
記 録 範 囲			
記録情報の収集方法			
要配慮個人情報	<input type="checkbox"/> 含む <input type="checkbox"/> 含まない		
記録情報の経常的提供先			
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称)		
	(所在地)		
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等			
個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)		<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	令第21条第7項に該当する ファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
管 理 番 号		届出年月日	

- 備考
- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
 - 2 「要配慮個人情報」欄及び「個人情報ファイルの種別」欄については、該当する□にレ印を付すこと。
 - 3 各欄に記入しきれないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入して、別紙を添付すること。

(裏)

イ 本人の状況等 (法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。)

- (ア) 本人の状況 未成年者 (年 月 日生)
 成年被後見人
 任意代理人委任者

(イ) 本人の氏名 _____

(ウ) 本人の住所 (居所) _____

(エ) 本人の電話番号 _____

ウ 法定代理人が請求する場合は、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。

- 請求資格確認書類 戸籍謄本 (請求日前30日以内に作成されたもの)
 登記事項証明書 (請求日前30日以内に作成されたもの)
 その他 ()

エ 任意代理人が請求する場合は、次の書類を提示し、又は提出してください。

- 請求資格確認書類 委任状 (請求日前30日以内に作成されたもの)
 その他 ()

次の欄は、記入する必要がありません。

担当課等	
備考	

- 注 1 ※印の欄は、該当する番号を○で囲んでください。
2 請求の際には、運転免許証等請求者本人であることを証明する書類の提示又は提出 (送付による請求をする場合であって、請求者本人であることを証明する書類を提出するときは、これに加えて住民票の写し等) が必要です。
3 開示の実施の方法等欄及び請求者の本人確認書類等の各欄は、該当する□にレ印を付してください。
4 任意代理人が委任状を提出する場合は、委任者の実印により押印した上で印鑑登録証明書 (請求日前30日以内に作成されたものに限る。) を添付し、又は委任者の運転免許証等本人に対し一に限り発行される書類の写しを併せて提出してください。委任状は、原本に限ります。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

保有個人情報開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

蟹江町長

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、次のとおり開示することに決定しましたので、個人情報の保護に関する法律第82条第1項の規定により通知します。

1 開示請求のあった保有個人情報の内容

(行政文書の名称：)

2 開示する保有個人情報の利用目的

3 開示の実施の方法等

(1) 開示の実施の方法等

(2) 開示を実施することができる日時及び場所
(日曜日、土曜日、休日及び12月29日から翌年1月3日までの日を除く。)
時間：
場所：

(3) 写しの送付を希望する場合の準備日数

(4) 開示の実施に要する費用の額
写しの作成に要する費用 円
写しの送付に要する費用 円

4 担当課等

電話	内線
----	----

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、蟹江町長に対して審査請求をすることができます。
 - この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、蟹江町を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（この訴訟において蟹江町を代表する者は、蟹江町長となります。）。
 - 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、蟹江町を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（この訴訟において蟹江町を代表する者は、蟹江町長となります。）。
- 注 当日は、この通知書及び運転免許証等請求者本人であることを証明する書類を御持参の上、上記の開示場所までお越しください。

保有個人情報一部開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

蟹江町長

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、次のとおりその一部を開示することに決定しましたので、個人情報の保護に関する法律第82条第1項の規定により通知します。

1 開示請求のあった保有個人情報の内容

(行政文書の名称：)

2 開示しないこととした部分及びその理由

3 開示する保有個人情報の利用目的

4 開示の実施の方法等

(1) 開示の実施の方法等

(2) 開示を実施することができる日時及び場所

(日曜日、土曜日、休日及び12月29日から翌年1月3日までの日を除く。)

時間：

場所：

(3) 写しの送付を希望する場合の準備日数

(4) 開示の実施に要する費用の額

写しの作成に要する費用

円

写しの送付に要する費用

円

5 担当課等

電話

内線

1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、蟹江町長に対して審査請求をすることができます。

2 この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、蟹江町を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（この訴訟において蟹江町を代表する者は、蟹江町長となります。）。

3 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、蟹江町を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（この訴訟において蟹江町を代表する者は、蟹江町長となります。）。

注 当日は、この通知書及び運転免許証等請求者本人であることを証明する書類を御持参の上、上記の開示場所までお越しください。

様式第5号（第4条関係）

保有個人情報不開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

蟹江町長

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、次のとおり開示しないことに決定しましたので、個人情報の保護に関する法律第82条第2項の規定により通知します。

開示請求のあった 保有個人情報の内 容	(行政文書の名称 :)
開示しないことと した根拠規定及び 当該規定を適用す る理由	
担 当 課 等	電話 内線

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、蟹江町長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、蟹江町を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（この訴訟において蟹江町を代表する者は、蟹江町長となります。）。
- 3 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、蟹江町を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（この訴訟において蟹江町を代表する者は、蟹江町長となります。）。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第6号（第5条関係）

決定期間延長通知書

第 号
年 月 日

様

蟹江町長

年 月 日付けで 請求のありました保有個人情報
については、個人情報の保護に関する法律第 条第 項の規定により、次
のとおり決定する期間を延長しましたので通知します。

請求の あった保有個人情報 の内容	(行政文書の名称 :)
延長後の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長の理由	
担当課等	電話 内線

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

決定期間特例通知書

第 年 月 日
号

様

蟹江町長

年 月 日付けで 開示請求のありました保有個人情報については、蟹江町個人情報の保護に関する法律施行条例第2条の規定により読み替えて適用する個人情報の保護に関する法律第84条の規定により、次のとおり決定する期間を延長しましたので通知します。

開示請求のあった保有個人情報の内容	(行政文書の名称：)
蟹江町個人情報の保護に関する法律施行条例第2条の規定により読み替えて適用する個人情報の保護に関する法律第84条（開示決定等の期限の特例）の規定を適用する理由	
残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	(年 月 日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、次の期限までに開示決定等を行う予定です。) 年 月 日
担 当 課 等	電話 内線

事案移送書

第 年 月 日 号

殿

蟹江町長

年 月 日付で 請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第 条第 項の規定により、次のとおり移送します。

<p>請求の あった保有個人情報 の内容</p>	<p>(行政文書の名称 :)</p>
<p>請求者氏名等</p>	<p>氏 名 : 住所 (居所) : 連絡先 : 法定代理人又は任意代理人による請求の場合 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者 (年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 本人の氏名 _____ 本人の住所 (居所) _____</p>
<p>添 付 資 料 等</p>	
<p>備 考</p>	<p>(複数の他の行政機関の長等に移送する場合は、その旨)</p>
<p>担 当 課 等</p>	<p>電話 _____ 内線 _____</p>

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。
2 法定代理人又は任意代理人による請求の場合は、本人の状況のうち該当する にレ印を付すこと。

事案移送通知書

第 年 月 日
号

様

蟹江町長

年 月 日付けで 請求のありました保有個人情報に
ついては、個人情報の保護に関する法律第 条第 項の規定により、次のとおり
移送しましたので通知します。

請求の あった保有個人情報 の内容	(行政文書の名称 :)
移送をした日	年 月 日
移送をした行政機 関等の担当課等	電話 内線
移送を受けた行政 機関等 (決定等 をする行政機関等)	
移送を受けた行政 機関等の担当課等	電話 内線
移送をした理由	

意見照会書

第 年 月 日
号

様

蟹江町長

個人情報の保護に関する法律第77条第1項の規定により開示請求のありました保有個人情報に、あなたに関する情報が含まれていますので、同法第86条第 項の規定により通知します。

本件開示請求に係る保有個人情報の開示について御意見があれば、別紙により 年 月 日までに回答してください。

開示請求のあった保有個人情報が記録されている行政文書の名称	
開示請求の年月日	年 月 日
開示請求のあった保有個人情報に含まれているあなたに関する情報の内容	
意見書の提出先(担当課等)	電話 内線
個人情報の保護に関する法律第86条第2項第1号又は第2号の規定の適用の区分及び当該規定を適用する理由	

別紙

意見書

年 月 日

蟹江町長 殿

氏 名

郵便番号

住所（居所）

電話番号

開示請求のあった保有個人情報が記録されている行政文書の名称	
開示についての意見 (該当する番号を○で囲んでください。)	1 開示しても差し支えない。 2 開示に反対する。
開示に反対する場合の意見	(1) 開示に反対する部分 (2) 開示に反対する具体的理由

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

開示決定に係る通知書

第 号
年 月 日

様

蟹江町長

年 月 日付けで開示に反対する意見書の提出
審査請求のありました保
開示に反対する意思の表示

有個人情報について、次のとおりその全部一部を開示することとしましたので、

個人情報の保護に関する法律第86条第3項
個人情報の保護に関する法律第107条第1項において準用する同法第86条第
3項の規定により通知します。

開示請求のあった保有個人情報 が記録されている行政 文書の名称	
開 示 請 求 の 年 月 日	年 月 日
開示請求のあった保有個人 情報に含まれているあなた に関する情報の内容	
開 示 決 定 を し た 理 由	
開 示 を 実 施 す る 日	年 月 日
開示しないこととした部分	
担 当 課 等	電話 内線

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、蟹江町長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、蟹江町を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（この訴訟において蟹江町を代表する者は、蟹江町長となります。）。
- 3 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、蟹江町を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において蟹江町を代表する者は、蟹江町長となります。）。

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
2 個人情報の保護に関する法律第107条第1項において準用する同法第86条第3項の規定により通知する場合は、審査請求及び取消訴訟に係る教示文を省略すること。

様式第12号（第10条関係）

保有個人情報の開示の実施方法等申出書

年 月 日

蟹江町長 殿

氏 名

郵便番号

住所（居所）

電話番号

個人情報の保護に関する法律第87条第3項の規定により、次のとおり申出をします。

保有個人情報開示決定通知書等の日付及び文書番号	日 付： 文書番号：
開示請求に係る保有個人情報の内容	
開示の実施の方法	<p>1 庁舎における開示の実施を希望する。</p> <p><実施の方法></p> <p><input type="checkbox"/> 閲覧</p> <p><input type="checkbox"/> 写しの交付</p> <p><実施の希望日></p> <p style="text-align: right;">午前</p> <p style="text-align: center;">年 月 日 時</p> <p style="text-align: right;">午後</p> <hr style="width: 30%; margin-left: auto; margin-right: 0;"/> <p>2 写しの送付を希望する。</p> <p>写しの作成に要する費用 円</p> <p>送付に要する費用 円</p>

注 1 開示の実施の方法欄は、該当する番号を○で囲んでください。

2 開示の実施の方法欄で1に該当する場合は、該当する□にレ印を付してください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(裏)

イ 本人の状況等 (法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。)

- (ア) 本人の状況 未成年者 (年 月 日生)
 成年被後見人
 任意代理人委任者

(イ) 本人の氏名 _____

(ウ) 本人の住所 (居所) _____

(エ) 本人の電話番号 _____

ウ 法定代理人が請求する場合は、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。

- 請求資格確認書類 戸籍謄本 (請求日前30日以内に作成されたもの)
 登記事項証明書 (請求日前30日以内に作成されたもの)
 その他 ()

エ 任意代理人が請求する場合は、次の書類を提示し、又は提出してください。

- 請求資格確認書類 委任状 (請求日前30日以内に作成されたもの)
 その他 ()

次の欄は、記入する必要がありません。

担当課等	
備考	

- 注 1 ※印の欄は、該当する番号を○で囲んでください。
2 請求の際には、運転免許証等請求者本人であることを証明する書類の提示又は提出 (送付による請求をする場合であって、請求者本人であることを証明する書類を提出するときは、これに加えて住民票の写し等) が必要です。
3 開示の実施の方法等欄及び請求者の本人確認書類等の各欄は、該当する□にレ印を付してください。
4 任意代理人が委任状を提出する場合は、委任者の実印により押印した上で印鑑登録証明書 (請求日前30日以内に作成されたものに限る。) を添付し、又は委任者の運転免許証等本人に対し一に限り発行される書類の写しを併せて提出してください。委任状は、原本に限ります。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

保有個人情報訂正決定通知書

第 号
年 月 日

様

蟹江町長

年 月 日付けで訂正請求のありました保有個人情報については、次のとおり訂正をすることに決定しましたので、個人情報の保護に関する法律第93条第1項の規定により通知します。

訂正請求のあった保有個人情報の内容	(行政文書の名称：)	
訂正の内容	訂正前	
	訂正後	
訂正年月日	年 月 日	
担当課等	電話	内線

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、蟹江町長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、蟹江町を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（この訴訟において蟹江町を代表する者は、蟹江町長となります。）。
- 3 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、蟹江町を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において蟹江町を代表する者は、蟹江町長となります。）。

様式第15号（第14条関係）

保有個人情報一部訂正決定通知書

第 号
年 月 日

様

蟹江町長

年 月 日付けで訂正請求のありました保有個人情報については、次のとおりその一部の訂正をすることに決定しましたので、個人情報の保護に関する法律第93条第1項の規定により通知します。

訂正請求のあった保有個人情報の内容	(行政文書の名称：)	
訂正の内容	訂正前	
	訂正後	
訂正をしないこととした部分及びその理由		
訂正年月日	年 月 日	
担当課等	電話	内線

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、蟹江町長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、蟹江町を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（この訴訟において蟹江町を代表する者は、蟹江町長となります。）。
- 3 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、蟹江町を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において蟹江町を代表する者は、蟹江町長となります。）。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第16号（第14条関係）

保有個人情報不訂正決定通知書

第 号
年 月 日

様

蟹江町長

年 月 日付で訂正請求のありました保有個人情報については、次のとおり訂正をしないことに決定しましたので、個人情報の保護に関する法律第93条第2項の規定により通知します。

訂正請求のあった保有個人情報の内容	(行政文書の名称：)
訂正しないこととした理由	
担当課等	電話 内線

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、蟹江町長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、蟹江町を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（この訴訟において蟹江町を代表する者は、蟹江町長となります。）。
- 3 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、蟹江町を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において蟹江町を代表する者は、蟹江町長となります。）。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第17号（第15条関係）

<p>決定期間特例通知書</p>	
<p>第 年 月 日 号</p>	
<p>様</p> <p>蟹江町長</p>	
<p>年 月 日付で 請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第 条の規定により、次のとおり決定する期間を延長しましたので通知します。</p>	
<p>請求の あった保有個人情報 の内容</p>	<p>(行政文書の名称：)</p>
<p>個人情報の保護に 関する法律第 条 (決定等 の期限の特例) の 規定を適用する理 由</p>	
<p>決定等を する期限</p>	<p>年 月 日</p>
<p>担 当 課 等</p>	<p>電話 内線</p>

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第18号（第16条関係）

保有個人情報訂正実施通知書

第 年 月 日
号

様

蟹江町長

年 月 日付けで提供しました保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律第92条の規定により、次のとおり訂正の実施をいたしましたので、同法第97条の規定により通知します。

訂正の実施をした 保有個人情報の内容	(行政文書の名称：)	
訂正請求者の氏名		
訂正請求の趣旨		
訂正の内容	訂正前	
	訂正後	
訂正年月日	年 月 日	
連絡先	電話	内線

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

（表）

保有個人情報利用停止請求書

年 月 日

蟹江町長 殿

氏 名

郵便番号

住所（居所）

電話番号

年 月 日に開示を受けた保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律第99条第1項の規定により、次のとおり利用停止請求をします。

※請求者の区分	1 本人 2 本人の法定代理人 3 本人の任意代理人
利用停止請求をする保有個人情報の内容	決定通知書の文書番号： 決定通知書の日付： 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等 (行政文書の名称：)
※利用停止請求の趣旨	1 法第98条第1項第1号該当→ <input type="checkbox"/> 利用の停止 <input type="checkbox"/> 消去 2 法第98条第1項第2号該当→ 提供の停止
利用停止請求の理由	

請求者の本人確認書類等は、以下のとおりです。

ア 請求者本人確認書類

運転免許証 健康保険被保険者証（住所記載のあるもの）

個人番号カード

在留カード又は特別永住者証明書

その他（ ）

請求書を送付して請求をする場合は、加えて住民票の写し等（請求日前30日以内に作成されたものに限る。）を添付してください。

(裏)

イ 本人の状況等 (法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。)

- (ア) 本人の状況 未成年者 (年 月 日生)
 成年被後見人
 任意代理人委任者

(イ) 本人の氏名 _____

(ウ) 本人の住所 (居所) _____

(エ) 本人の電話番号 _____

ウ 法定代理人が請求する場合は、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。

- 請求資格確認書類 戸籍謄本 (請求日前30日以内に作成されたもの)
 登記事項証明書 (請求日前30日以内に作成されたもの)
 その他 ()

エ 任意代理人が請求する場合は、次の書類を提示し、又は提出してください。

- 請求資格確認書類 委任状 (請求日前30日以内に作成されたもの)
 その他 ()

次の欄は、記入する必要がありません。

担当課等	
備考	

- 注 1 ※印の欄は、該当する番号を○で囲んでください。
2 請求の際には、運転免許証等請求者本人であることを証明する書類の提示又は提出 (送付による請求をする場合であって、請求者本人であることを証明する書類を提出するときは、これに加えて住民票の写し等) が必要です。
3 開示の実施の方法等欄及び請求者の本人確認書類等の各欄は、該当する□にレ印を付してください。
4 任意代理人が委任状を提出する場合は、委任者の実印により押印した上で印鑑登録証明書 (請求日前30日以内に作成されたものに限る。) を添付し、又は委任者の運転免許証等本人に対し一に限り発行される書類の写しを併せて提出してください。委任状は、原本に限ります。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

保有個人情報利用停止決定通知書

第 年 月 日
号

様

蟹江町長

年 月 日付けで利用停止請求のありました保有個人情報については、次のとおり利用停止をすることに決定しましたので、個人情報の保護に関する法律第101条第1項の規定により通知します。

利用停止請求のあった 保有個人情報の内容	(行政文書の名称：)
利用停止の内容	
利用停止年月日	年 月 日
担当課等	電話 内線

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、蟹江町長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、蟹江町を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（この訴訟において蟹江町を代表する者は、蟹江町長となります。）。
- 3 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、蟹江町を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において蟹江町を代表する者は、蟹江町長となります。）。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

保有個人情報一部利用停止決定通知書

第 号
年 月 日

様

蟹江町長

年 月 日付けで利用停止請求のありました保有個人情報については、次のとおりその一部の利用停止をすることに決定しましたので、個人情報の保護に関する法律第101条第1項の規定により通知します。

利用停止請求のあった 保有個人情報の内容	(行政文書の名称：)
利用停止の内容	
利用停止をしないこと とした部分及びその理由	
利用停止年月日	年 月 日
担当課等	電話 内線

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、蟹江町長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、蟹江町を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（この訴訟において蟹江町を代表する者は、蟹江町長となります。）。
- 3 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、蟹江町を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において蟹江町を代表する者は、蟹江町長となります。）。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

保有個人情報利用不停止決定通知書

第 号
年 月 日

様

蟹江町長

年 月 日付けで利用停止請求のありました保有個人情報については、次のとおり利用停止をしないことに決定しましたので、個人情報の保護に関する法律第101条第2項の規定により通知します。

利用停止請求のあった保有個人情報の内容	(行政文書の名称：)
利用停止をしないこととした理由	
担 当 課 等	電話 内線

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、蟹江町長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、蟹江町を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（この訴訟において蟹江町を代表する者は、蟹江町長となります。）。
- 3 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、蟹江町を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において蟹江町を代表する者は、蟹江町長となります。）。

審査会諮問通知書

第 年 月 日
号

様

蟹江町長

年 月 日付けの審査請求については、次のとおり蟹江町情報公開・個人情報保護審査会に諮問しましたので、個人情報の保護に関する法律第105条第3項において準用する同条第2項の規定により通知します。

審査請求に係る保有個人情報の内容	(行政文書の名称：)
審査請求の内容	
諮問した日	年 月 日
担当課等	電話 内線